

中山間地域振興施策推進にあたっての考え方

広島県中山間地域振興推進本部

1 基本方針

条例に規定する次の4つの方針に基づき、施策を展開する。

- ・ 県民の自主的かつ主体的な地域づくりの促進
- ・ 産業の振興等による雇用機会の創出
- ・ 日常生活を支える機能の確保等による定住の促進に必要な環境の整備
- ・ 多様な主体の交流及び連携による地域づくり

2 施策推進にあたっての考え方（県の役割）

中山間地域の振興にあたっては、県、市町、住民がそれぞれの役割に基づき取り組んでいく必要がある。また、市町や住民自治組織などの「地域力」を引き出すことによって、地域の実態に沿ったよりよいサービスの提供や、地域の活力につなげていくことが求められている。

そういう意味で、市町や地域の個性を活かし自立した地域づくりを支援していくこととし、

① 県は、市町・地域の取組みが持続可能となるよう支援

～ 地域の実情に応じた産業振興や日常生活機能の確保等の地域づくりについて、市町や地域の自主的・主体的な取組が、持続可能となるよう、支援する。

(例)・過疎地域の未来創造支援事業（地域の特性や強みを生かした産業振興）

・過疎地域の生活支援モデル事業（地域の実情に応じた日常生活機能の確保） など

② 県は、個々の市町や地域では困難な広域事務や補完事務に、責任を持って実施

～ 対象や効果等が市町の区域を越える広域事務や、専門性や効率性などの観点から、市町や地域で処理することが適当でない補完事務については、県の責任において実施する。

(例)・地域医療体制確保事業（医師の確保） ・ドクターヘリの事業（救急医療体制の充実）

・生活交通確保対策事業（広域的・幹線的な公共交通網の整備） など

3 中山間地域振興計画（仮称）の計画期間

計画期間：6年間（平成27年度から平成32年度まで）

※ 計画期間中の中間年に見直しを行う。

《参考》

・県総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」

(H22.10策定：「おおむね10年後を展望」)

・過疎地域自立促進方針（現行：H22～27、次期計画：H28～32 予定）